





株式会社ゲオホールディングス

証券コード：2681

第31期　定時株主総会
招集ご通知

日　時　2019年６月25日（火曜日）午後２時
（受付開始　午後１時）

場　所　愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目１番３号
名古屋市公会堂　大ホール

昨年と開催場所を変更しております。
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、
お間違えのないようにご注意お願い申しあげます。

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/2681/

ごあいさつ



代表取締役社長　遠藤 結哉

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

ゲオグループの第31期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）定時株主総会招集ご通知をご覧いただくにあたりましてご挨拶申しあげます。

当期におきましては、リユース市場の伸長並びに個人間売買の広がりを見せる中、セカンドストリート等のリユース系店舗の出店が順調に進み、またリユース系既存店の売上高も通年を通して好調に推移することができました。
このような環境の中、当社グループでは変化に合わせた取り組みを試行しながら、実店舗での販売網及びシェアの拡大とEC併売等シームレスなサービス提供基盤整備に努めてまいりました。

いつでも・どこでも・何でも・誰でも、売買・レンタル（シェアリング）ができるサービスを提供する企業集団となることを究極の目標に私たちは挑戦し続けていきます。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

目　次

ごあいさつ…… 1
第31期定時株主総会招集ご通知…… 2
議決権行使等についてのご案内…… 4
添付書類
事業報告…… 5
連結計算書類…… 23
計算書類…… 25
監査報告…… 27
株主総会参考書類
第1号議案　剰余金処分の件 …… 31
第2号議案　取締役７名選任の件 …… 31
第3号議案　監査役１名選任の件 …… 35
第4号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件 …… 36

証券コード　2681
2019年６月７日

株　主　各　位

名古屋市中区富士見町８番８号
株式会社ゲオホールディングス
代表取締役社長　遠　藤　結　蔵

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットの電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年６月24日（月曜日）午後６時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月25日（火曜日）午後２時
（受付開始時刻は、午後１時を予定しております。）

２．場　　所　愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目１番３号
名古屋市公会堂　大ホール
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第31期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第31期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　取締役７名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.geonet.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

したがって、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　https://www.geonet.co.jp/

議決権行使等についてのご案内

議決権は以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日　時　**2019年６月25日（火曜日）午後２時（受付開始：午後１時）**

場　所　名古屋市公会堂　大ホール
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2019年６月24日（月曜日）午後６時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使サイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

行使期限

2019年６月24日（月曜日）午後６時まで

① 株主さま以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主さまのご負担となります。
④ インターネットによる議決権行使は、2019年６月24日（月曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただきますようお願いいたします。
⑤ 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

スマート招集
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/2681/

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

業績の概況

経済産業省が公表しております電子商取引に関する市場調査によりますと、概算のリユース市場規模（自動車・オートバイ、事業者間取引等除く）は、2016年1兆8,800億円、2017年2兆1,000億円と順調に成長しております。一方で、当社グループの祖業であります店舗を利用したビデオレンタル市場の下降トレンドは続いており、また家庭用ゲーム市場において昨年度ヒットしました新機種ゲーム機本体の需要も落ち着きを見せた状況でありました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を企業理念とし、環境の変化に合わせた取り組みを試行しながら、実店舗での販売網及びシェアの拡大とＥＣ併売等シームレスなサービス提供基盤整備に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、既存店月間売上高年平均108.7％と好調に推移したリユース店舗の寄与によりメディア店舗の減少分のカバーに努めましたが、292,560百万円（前年同期比2.2%減）となりました。利益におきましては、メディア店舗へのセルフレジ追加導入等の投資と平行して販管費の適正化等をすすめた結果、営業利益は15,668百万円（前年同期比6.8%増）、札幌市内の市街地再開発事業の補償金と天災等による保険金受取により経常利益は17,632百万円（前年同期比15.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は10,301百万円（前年同期比55.7%増）となりました。

当連結会計年度末における当社グループの店舗数の状況は以下のとおりとなりました。
（ ）内は、前連結会計年度末からの増減数であります。

	直営店	代理店	ＦＣ店	合計
店　舗　数	1,649　(+38)	105　(△3)	124　(0)	1,878　(+35)
メディア系店舗	1,043　(△11)	105　(△3)	72　(△3)	1,220　(△17)
ゲオモバイル（単独店舗）	17　(0)			17　(0)
リユース系店舗	578　(+43)		52　(+3)	630　(+46)
ウェアハウス	12　(+2)			12　(+2)
その他	16　(+4)			16　(+4)

（注）１．屋号毎の店舗数をカウントしています。
２．メディア系店舗はＤＶＤレンタルや家庭用ゲームの買取販売等を行う店舗をカウントしています。
３．ゲオモバイルはメディア系店舗に併設されていないモバイルショップを指します。なお、店舗数はメディア系店舗の内数として記載しております。
４．リユース系店舗は衣料品や服飾雑貨等の買取販売を行う店舗をカウントしています。

また、主要部門の売上高は以下のとおりとなりました。

名　称		当連結会計年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	前年同期比
レンタル		62,288百万円	93.5%
リユース品	メディア系	54,173百万円	99.7%
	リユース系	52,493百万円	116.5%
新品		89,218百万円	88.2%

② 設備投資の状況
当連結会計年度の設備投資の主な内容は、有形固定資産10,144百万円（レンタル用資産を含む）、敷金及び保証金172百万円の投資を行いました。

③ 資金調達の状況
当社グループは、取引金融機関より長期運転資金として5,500百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 28 期 (2016年３月期)	第 29 期 (2017年３月期)	第 30 期 (2018年３月期)	第 31 期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売　上　高(百万円)	267,910	268,079	299,262	292,560
経　常　利　益(百万円)	17,824	9,040	15,248	17,632
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	10,563	4,223	6,614	10,301
１株当たり当期純利益　(円)	205.78	87.47	137.96	229.62
純　資　産(百万円)	64,961	67,711	72,191	74,609
１株当たり純資産額　(円)	1,344.16	1,399.06	1,502.96	1,693.99
総　資　産(百万円)	130,207	130,768	137,335	136,590

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゲオ	30百万円	100.0%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍・通信機器・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リユース、販売、アミューズメント施設運営
株式会社ゲオネットワークス	60百万円	100.0%	コンテンツ運営・保守事業
株式会社グラモラックス	10百万円	100.0%	オーディオソフトのレンタル並びに卸販売代行
株式会社チェルシー	100百万円	100.0%	カバンその他品目の輸入及び販売並びに代行、製造等
株式会社エイシス	30百万円	100.0%	インターネットショップの運営、各種情報処理業務

（注）１．非連結子会社であった有限会社プルークにつきましては、重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
２．当連結会計年度において、株式会社ゲオクリア、株式会社ブンゾウを設立したことから、上記の重要な子会社５社を含め、連結子会社は合計16社となりました。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ティー･アンド・ジー	100百万円	44.4%	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍等のレンタル、リユース、販売のフランチャイズ事業

⑷ 会社の対処すべき課題

リユース市場規模は、個人間売買アプリやオンライン買取･販売の活性化が見られ、リユースの認知度が高まることにより順調に成長しております。一方で、当社グループの祖業であります店舗を利用したビデオレンタル市場の下降トレンドは続いており、また家庭用ゲーム市場において昨年度ヒットしました新機種ゲーム機本体の需要も落ち着きを見せた状況でありました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」を企業理念とし、環境の変化に合わせた取り組みを試行しながら、実店舗での販売網及びシェアの拡大とＥＣ併売等シームレスなサービス提供基盤整備に努めてまいりました。当社グループは常に時代の変化を先読みしながら、企業理念である「豊かで楽しい日常の暮らしを提供する」ことを体現すべく、バラエティに富んだ選択肢と、より便利な新しいサービスを生みだし提供していかなければならないという課題意識のもとに、以下の項目について取り組んでまいります。

①リユース市場の深耕

リユース市場のさらなる伸長が見込まれるなか、お客様との直接接点となる多店舗展開と買取サービスの拡充といった利便性の向上を図り、リユース市場におけるポジションを高めてまいります。

地域特性に合わせた専門店などの店舗開発や海外出店を含めた販売網の構築を行い、お客様にリユース商品を身近に感じていただける環境づくりを展開してまいります。

また、リユース商材に関わる知識を習得した専門スタッフを配置するなど、リユース商材の深化とリユース市場の深耕を図ってまいります。

②寡占市場でのメディア商材の最大利益化

全国に直営店舗1,000店舗以上を有するゲオショップの店舗網を活かし、実店舗だからこそ体験できる価値の提供を行うことで店舗の魅力向上を図ってまいります。

寡占市場においても店舗網を展開することで顧客接点を重視したプロモーション活動や体験型のイベントを開催することで商材の占有率を高め、メディア商材の最大利益化に努めます。

③新規フォーマット・商材の育成と獲得

お客様が便利にお買物や買取・サービスを利用して頂ける環境を目指して、新規フォーマットを探求してまいります。

ゲオショップ・セカンドストリートショップの延長線上に限らず、新たなる店舗・業態の開発を行い、お客様のニーズに即した商材を提供するために、全国の店舗網を活かしたマーケティング活動と商材の育成・獲得を図ります。

また新たな柱となる事業領域の獲得については、M&A手法等も有効な手段の1つとして積極的に模索してまいります。

④ＩＴの積極活用とオンラインの強化

商品情報の検索性を高めることや決済方法の多様化対応により、ＥＣサイトと店舗との併売等お客様への利便性を高め、よりシームレスな購買環境整備を物流体制及びＩＴ・電子商取引対応への投資を行うことにより推進強化してまいります。

⑤人材の獲得と教育投資

各項目で述べてきた戦略を実現するため、人材獲得と教育投資による人材の活用を引き続き推進してまいります。

また、企業の持続的な成長・発展を実現するためには、従業員一人ひとりの個性や価値観を尊重し、その個性や能力を最大限に発揮することが必要となることから、多様な働き手を支援する環境を整備してまいります。

⑸ 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

事業	内容
メディア・リユースショップ運営	ＤＶＤ・ＣＤ・ゲーム・書籍・携帯電話・衣類・服飾雑貨・電化製品等のレンタル、リユース、販売
アミューズメント施設運営	ゲーム施設等の娯楽遊戯施設の運営
その他	卸売業等

⑹ 主要な営業所及び工場（2019年３月31日現在）

名称	所在地
本社	愛知県名古屋市中区
東京事務所	東京都豊島区
岩倉事務所	愛知県岩倉市

⑺ 使用人の状況（2019年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減(名)
メディア・リユースショップ運営部門	3,922（9,408）	+176（△138）
アミューズメント施設運営部門	40（ 120）	△2（ +5）
その他	186（ 108）	+8（ +17）
グループ経営企画・管理部門	242（ 18）	△14（ +1）
合計	4,390（9,654）	+168（△115）

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前事業年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
242（18）	△14（+1）	41.55	12.45

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員（１日８時間換算）を外数で記載しております。

⑻ 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,362百万円
株式会社三井住友銀行	3,393
株式会社福岡銀行	2,312
株式会社愛知銀行	1,628
農林中央金庫	1,562
株式会社十六銀行	1,375
株式会社伊予銀行	1,362
株式会社滋賀銀行	1,312
株式会社新生銀行	1,287

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　200,000,000株
② 発行済株式の総数　43,882,588株
（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は21,900株増加し、2018年８月31日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は4,489,012株減少し、前期末と比べて4,467,112株減少しております。
③ 株主数　58,316名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社城蔵屋	9,485,800株	21.61%
常興薬品株式会社	1,782,900株	4.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	1,690,500株	3.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,079,300株	2.45%
遠藤素子	948,200株	2.16%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	911,168株	2.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	863,100株	1.96%
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 1300000	747,054株	1.70%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	671,200株	1.52%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140040	601,596株	1.37%

（注） 持株比率は自己株式（36株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．2009年８月４日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　700個（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の目的である株式の数
　普通株式　　70,000株
・新株予約権の払込金額
　１個当たり　67,881円
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　１円
・新株予約権を行使することができる期間
　2009年８月21日から2039年８月20日まで
・新株予約権の行使の条件
　当社取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	700個	70,000株	1名
社外取締役	―個	―株	―名
監査役	―個	―株	―名

（注）2013年10月１日付で行った、１株を100株とする株式分割により「新株予約権の目的である株式の数」は調整されております。

ロ．2016年８月29日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
　210個（新株予約権１個につき100株）
・新株予約権の目的である株式の数
　普通株式　　21,000株
・新株予約権の払込金額
　新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　１個当たり　145,200円
・新株予約権を行使することができる期間
　2018年８月30日から2022年８月29日まで
・新株予約権の行使の条件
　ⅰ．新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
　ⅱ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。
　ⅲ．その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	150個	15,000株	4名
社外取締役	60個	6,000株	2名
監査役	―個	―株	―名

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
2018年８月29日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数
835個(新株予約権１個につき100株)

・新株予約権の目的である株式の数
普通株式　　83,500株

・新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払い込みは要しない。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
１個当たり　163,100円

・新株予約権を行使することができる期間
2020年８月30日から2024年８月29日まで

・新株予約権の行使の条件
ⅰ．新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。
ⅱ．各新株予約権の一部行使はできないものとする。
ⅲ．その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人等の交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	175個	17,500株	10名
子会社の役員及び使用人	660個	66,000株	73名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	遠藤結蔵	執行役員
専務取締役	吉川恭史	株式会社ゲオ代表取締役社長
常務取締役	今井則幸	執行役員
常務取締役	久保幸司	執行役員
取締役	荻野恒久	荻野公認会計士事務所 有限会社コンサルティングボックス代表取締役
取締役	安田加奈	安田会計事務所 シンポ株式会社社外監査役 スギホールディングス株式会社社外監査役
常勤監査役	笹野和雄	
監査役	春馬葉子	春馬・野口法律事務所(弁護士登録名 野口葉子) ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 株式会社壱番屋社外取締役 株式会社ナ・デックス社外取締役
監査役	小宮山太	株式会社みなとトラスト取締役 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所
監査役	服部真也	セントラル法律事務所

（注）１．取締役荻野恒久氏及び安田加奈氏は、社外取締役であります。
２．監査役春馬葉子氏及び服部真也氏は、社外監査役であります。
３．取締役荻野恒久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．取締役安田加奈氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役笹野和雄氏は、金融機関における長年の経験及び1997年６月から2008年６月まで当社取締役財務部長を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．監査役春馬葉子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．監査役小宮山太氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
８．監査役服部真也氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
９．当社は、取締役荻野恒久氏、取締役安田加奈氏、監査役春馬葉子氏及び監査役服部真也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取締役	６名	127百万円
（うち社外取締役）	（２）	（12）
監査役	４名	23百万円
（うち社外監査役）	（２）	（8）
合計	10名	151百万円
（うち社外役員）	（４）	（21）

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2007年６月28日開催の第19期定時株主総会において年額280百万円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
４．上記取締役の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額６名０百万円（うち社外取締役２名０百万円）が含まれております。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等との兼職状況（業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役荻野恒久氏は、有限会社コンサルティングボックスの代表取締役であります。当社は有限会社コンサルティングボックスとの間に特別な関係はありません。

ロ．他の法人等との兼職状況（社外役員である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役安田加奈氏は、シンポ株式会社の社外監査役であります。当社はシンポ株式会社との間に特別な関係はありません。同氏はスギホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社はスギホールディングス株式会社との間に特別な関係はありません。

・監査役春馬葉子氏は、ジャパンマテリアル株式会社の社外監査役であります。当社はジャパンマテリアル株式会社との間に特別な関係はありません。同氏は株式会社壱番屋の社外取締役であります。当社は株式会社壱番屋との間に特別な関係はありません。同氏は株式会社ナ・デックスの社外取締役であります。当社は株式会社ナ・デックスとの間に特別な関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役　荻野　恒久	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役　安田　加奈	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　春馬　葉子	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役　服部　真也	当事業年度に開催された12回の取締役会すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

（注）1．当社の子会社である株式会社ゲオにつきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

1）取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス部門担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。

2）コンプライアンスの状況については、監査部門に内部監査をさせ、取締役・監査役に報告せしめる。

3）コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、当社及び当社子会社従業員が直接、担当窓口に通報するように内部通報制度規程に定め、周知を図る。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1）想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。
2）危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
1）取締役会を毎月１回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。
2）取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。
3）中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。

④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1）子会社の統括管理を経営企画部門が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。
2）子会社（非連結子会社を除く）の取締役・監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。
3）子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。
4）当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営企画部門より月１回、子会社（非連結子会社を除く）に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により当社取締役会に報告等を行い、当社においても審議を行う。
5）子会社において重要なリスク事象が顕在化した場合は、リスク管理規程に基づき対策本部を設置するなどの対応を行い、各社のリスク管理対応組織はその対応状況について、当社リスク管理委員長に報告する。
6）海外子会社についても、当該国の法令規則並びに商習慣等の遵守を優先させつつ、可能な範囲で本方針に準じた体制の整備に努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
1）監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。
2）監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示のみに服する。

⑦　当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1）当社及び当社子会社取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、当社及び当社子会社取締役・従業員に対し、報告を求める。

2）当社及び当社子会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）代表取締役と監査役との定期的な意見交換会の開催、また監査部門との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。

2）会計監査人と監査役との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑹　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等に関するｅラーニング研修等を役職員に対して実施するとともにコンプライアンスハンドブックの改定検討を行い各部署へ配布・回覧を行いました。また、コンプライアンスの状況について監査部門による内部監査結果の報告会を社長に対しては10回、監査役に対しては10回開催しました。

内部通報制度規程を定め、内部通報制度についてコンプライアンスガイドブック・社内報・ポスター提示等で周知し、内部通報内容の概要が取締役及びリスク管理委員に報告されております。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、通常時にはリスクを把握・評価するための検討会を年２回開催し、緊急時に迅速に対策を決定する体制を構築しております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会決議・組織権限規程により取締役の担当業務と職務権限を明確にしており、また取締役会は12回開催し、法令及び定款等に定められた事項や重要事項等について法令及び定款等への適合性並びに業務の適正性の観点から審議を行い、意見交換を経て決議されております。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、経営企画部門より月１回、子会社(非連結子会社を除く)に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認し、特に重要性の高い事項については当社基準による当社取締役会への報告を行い、当社においても審議を行っております。また、子会社に役職員を派遣し、子会社の業務実情把握を行っております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会と協議の上、法務部門より兼務監査役補助者を選任し、監査役の補助業務を行っております。

⑥ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査部門による監査報告書の社長及び監査役への提出を義務付けた内部監査規程を定め、監査部門からの監査役報告を年10回実施し、また監査役から取締役、使用人へのヒアリング要請に対応する体制をとっております。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役会のほかに代表取締役と監査役との意見交換会を開催し、監査部門から監査役への報告会を２回開催しました。また、監査役と会計監査人との会合を６回開催し、意見交換を行いました。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**84,406**	**流動負債**	**31,380**
現金及び預金	35,789	買掛金	11,484
受取手形及び売掛金	6,251	1年内返済予定の長期借入金	4,203
商品	35,071	未払法人税等	3,001
その他	7,362	賞与引当金	2,126
貸倒引当金	△68	その他	10,564
固定資産	**52,183**	**固定負債**	**30,599**
有形固定資産	**27,978**	長期借入金	21,193
レンタル用資産	3,825	リース債務	1,304
建物及び構築物	12,872	繰延税金負債	19
土地	5,187	資産除去債務	6,216
その他	6,092	その他	1,865
無形固定資産	**1,517**	**負債合計**	**61,980**
投資その他の資産	**22,688**	（純資産の部）	
長期貸付金	1,838	**株主資本**	**74,193**
敷金及び保証金	15,576	**資本金**	**8,944**
繰延税金資産	3,897	**資本剰余金**	**3,357**
その他	2,255	**利益剰余金**	**61,891**
貸倒引当金	△879	**自己株式**	**△0**
		その他の包括利益累計額	**142**
		その他有価証券評価差額金	147
		繰延ヘッジ損益	△7
		為替換算調整勘定	2
		新株予約権	**272**
		純資産合計	**74,609**
資産合計	**136,590**	**負債純資産合計**	**136,590**

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**292,560**
売上原価		**170,787**
売上総利益		**121,772**
販売費及び一般管理費		**106,104**
営業利益		**15,668**
営業外収益		
受取利息及び配当金	34	
受取保険金	900	
受取補償金	654	
不動産賃貸料	718	
その他	555	**2,863**
営業外費用		
支払利息	154	
不動産賃貸費用	418	
その他	326	**899**
経常利益		**17,632**
特別損失		
減損損失	744	
関係会社株式評価損	199	
その他	8	**952**
税金等調整前当期純利益		**16,680**
法人税、住民税及び事業税	5,810	
法人税等調整額	567	**6,378**
当期純利益		**10,301**
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,301**

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**29,440**	**流動負債**	**6,343**
現金及び預金	20,949	1年内返済予定の長期借入金	4,203
売掛金	366	リース債務	107
前払費用	2,194	未払金	1,065
その他	5,930	未払費用	347
貸倒引当金	△0	預り金	268
固定資産	**39,560**	前受収益	63
有形固定資産	**5,740**	賞与引当金	152
建物	1,269	その他	135
工具、器具及び備品	764	**固定負債**	**35,242**
土地	3,020	長期借入金	21,193
その他	686	リース債務	1,304
無形固定資産	**676**	長期預り保証金	12,347
ソフトウェア	503	その他	396
その他	172	**負債合計**	**41,585**
投資その他の資産	**33,144**	（純資産の部）	
投資有価証券	524	**株主資本**	**27,002**
関係会社株式	12,736	**資本金**	**8,944**
長期貸付金	1,565	**資本剰余金**	**2,552**
関係会社長期貸付金	4,227	資本準備金	2,552
敷金及び保証金	13,302	**利益剰余金**	**15,504**
繰延税金資産	237	利益準備金	53
その他	1,900	その他利益剰余金	15,451
貸倒引当金	△1,351	別途積立金	100
		繰越利益剰余金	15,351
		自己株式	**△0**
		評価・換算差額等	**140**
		その他有価証券評価差額金	147
		繰延ヘッジ損益	△7
		新株予約権	**272**
		純資産合計	**27,415**
資産合計	**69,001**	**負債純資産合計**	**69,001**

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**8,086**
営業費用		**6,868**
営業利益		**1,217**
営業外収益		
受取利息及び配当金	108	
受取賠償金	105	
受取補償金	634	
雑収入	120	**968**
営業外費用		
支払利息	76	
自己株式取得費用	21	
貸倒引当金繰入額	85	
雑損失	18	**202**
経常利益		**1,984**
特別損失		
関係会社株式評価損	239	
減損損失	61	
その他	8	**309**
税引前当期純利益		**1,674**
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	212	**376**
当期純利益		**1,298**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月15日

株式会社　ゲオホールディングス
　取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河　嶋　聡　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　浦　野　衣　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゲオホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月15日

株式会社　ゲオホールディングス
　取 締 役 会 御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河　嶋　聡　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　浦　野　衣　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゲオホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社ゲオホールディングス　監査役会

常勤監査役	笹野和雄 ㊞
監査役（社外監査役）	春馬葉子 ㊞
監査役	小宮山太 ㊞
監査役（社外監査役）	服部真也 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第31期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金17円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は746,003,384円となります。

なお、これにより年間配当金は、１株につき中間配当17円を含め、合計34円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月26日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 **再任**	遠藤結蔵（えんどうゆうぞう） （1978年１月21日）	2000年11月　株式会社ゲオ（現当社）入社 2004年６月　当社取締役社長室副室長 2011年11月　当社代表取締役社長 2013年４月　当社代表取締役社長兼執行役員 2019年４月　当社代表取締役社長執行役員（現任）	540,000株
	取締役候補者とした理由 当社入社以来店長、エリアマネージャーなどの店舗運営の責任者から、当社の社長室、総務担当取締役、関連会社の代表取締役及び当社の代表取締役をつとめ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2
再任</td><td>吉川恭史
（1965年９月28日）</td><td>1988年４月　株式会社エー・ブイ・ステーション（現当社）入社
2000年６月　当社取締役商品本部長
2007年６月　当社代表取締役社長
2010年１月　当社取締役
2016年６月　当社専務取締役兼執行役員
2019年４月　当社取締役専務執行役員（現任）
［重要な兼職の状況］
株式会社ゲオ代表取締役社長</td><td>57,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
当社入社以来第１号店の店長から、購買・流通・店舗運営の責任者として、取締役、代表取締役を経験し、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3
新任</td><td>小坂雅章
（1962年１月23日）</td><td>1984年３月　株式会社ファミリーマート入社
2009年５月　同社取締役常務執行役員
2018年４月　ポケットカード株式会社取締役専務執行役員
2019年３月　当社執行役員（現任）</td><td>1,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
他社における経営指導責任者及び営業責任者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の成長戦略に活かしていただけるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4
再任</td><td>今井則幸
（1968年11月17日）</td><td>1990年８月　株式会社ゲオミルダ（現当社）入社
2004年３月　株式会社ゲオグローバル（現当社）代表取締役社長
2005年４月　株式会社ゲオエブリ（現当社）代表取締役社長
2011年11月　当社執行役員
2011年11月　株式会社ゲオ取締役
2013年11月　同社常務取締役（現任）
2016年６月　当社取締役兼執行役員
2018年４月　当社常務取締役兼執行役員
2019年４月　当社取締役常務執行役員（現任）</td><td>300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
当社入社以来メディアショップ運営部門、社長室、人事管理部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5
再任</td><td>久保幸司
（1971年11月20日）</td><td>1995年10月　株式会社フォー・ユー（現株式会社ゲオ）入社
2010年５月　株式会社セカンドストリート（現株式会社ゲオ）代表取締役社長
2012年１月　株式会社ゲオ取締役
2013年４月　当社執行役員
2013年11月　株式会社ゲオ常務取締役（現任）
2016年６月　当社取締役兼執行役員
2018年４月　当社常務取締役兼執行役員
2019年４月　当社取締役常務執行役員（現任）</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
当社入社以来リユースショップ運営部門、開発部門の責任者をつとめ、当社事業分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、リーダーシップを発揮してきたことから、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6
再任</td><td>荻野恒久
（1963年４月17日）</td><td>1988年９月　英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
1994年３月　マネジメント名古屋入社
1994年９月　公認会計士三宅会計事務所入所
1997年８月　荻野公認会計士事務所開設（現任）
2000年６月　有限会社コンサルティングボックス代表取締役（現任）
2011年10月　当社社外取締役（現任）
[重要な兼職の状況]
荻野公認会計士事務所
有限会社コンサルティングボックス代表取締役</td><td>500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由
会計の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7 **再任**	やすだかな 安田加奈 （1969年４月10日）	1993年10月　センチュリー監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所 1997年４月　公認会計士登録 2000年３月　安田会計事務所設立 同所所長（現任） 2004年３月　税理士登録 2009年９月　シンポ株式会社社外監査役（現任） 2010年５月　スギホールディングス株式会社社外監査役（現任） 2016年６月　当社社外取締役（現任） [重要な兼職の状況] 安田会計事務所所長 シンポ株式会社社外監査役 スギホールディングス株式会社社外監査役	1,000株
	社外取締役候補者とした理由 会計・税務の専門家としての長年の経験、知見等により、客観的かつ専門的な視点から、当社取締役会の意思決定及び取締役の職務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を十分に発揮することができる者であり、もって当社のガバナンスの適正化に十分貢献すると考えられますので、社外取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．候補者のうち、荻野恒久氏及び安田加奈氏は社外取締役候補者であります。
３．荻野恒久氏及び安田加奈氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって荻野恒久氏が７年９ヶ月、安田加奈氏が３年となります。
４．当社は、荻野恒久氏及び安田加奈氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。荻野恒久氏及び安田加奈氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約の概要は次のとおりであります。
・取締役（業務執行取締役等である者を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
５．荻野恒久氏及び安田加奈氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって監査役春馬葉子氏は任期満了となりますので、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
太田裕之（おおたひろゆき） （1956年９月４日） **新任**	1979年４月　警察庁入庁 2001年１月　沖縄県警察本部長 2002年８月　警察庁中部管区警察局総務監察部長 2003年８月　同庁警察大学校警察政策研究センター所長 2005年８月　同庁刑事局刑事企画課長 2007年８月　兵庫県警察本部長 2009年４月　警察庁警察大学校特別捜査幹部研修所長 2010年１月　内閣府大臣官房審議官 2012年５月　警察庁東北管区警察局長 2013年６月　同庁警察大学校長 2014年６月　東海旅客鉄道株式会社常勤監査役	―
社外監査役候補者とした理由 警察庁の要職を歴任され豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．太田裕之氏は、社外監査役候補者であります。

３．太田裕之氏が選任された場合は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、次のとおりであります。

・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

４．太田裕之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、当社及び当社関係会社の取締役並びに従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

つきましては、当社における取締役の業務執行の状況・貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、当社の取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2007年６月28日開催の第19期定時株主総会においてご承認いただきました年額280百万円以内といたします。

なお、現在の取締役の員数は６名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は７名（うち社外取締役２名）となります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社関係会社の取締役並びに従業員に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

２．新株予約権割当の対象者

当社及び当社関係会社の取締役並びに従業員。

３．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

⑴　新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式750,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

⑵　新株予約権の数

7,500個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項⑴に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

⑶　新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

⑷　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\begin{array}{l}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array} = \begin{array}{l}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

⑸　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から、当該取締役会決議の日後６年を経過する日まで。

⑹　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合並びに当社取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

②　各新株予約権の一部行使は、できないものとする。

③　その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑺　新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

⑻　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②　新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑼　その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以　上

株主総会会場ご案内図

開催日時　**2019年６月25日（火曜日）午後２時**
（受付開始　午後１時）

会　　場　**名古屋市公会堂 大ホール**　愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目１番３号

交　　通
●ＪＲ　中央本線「鶴舞駅」下車　徒歩２分
●地下鉄鶴舞線「鶴舞駅」下車４番出口　徒歩２分
●市バス　「鶴舞公園前」下車　徒歩３分



＜お願い＞
お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。